

2025 年 5 月 15 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

シニアライフローン規定の改定について

当行は、シニアライフローン規定（以下「本規定」）第 29 条および民法が定める定型約款の変更規定に基づき、本規定を改定します。

1. 効力発生日

2025 年 5 月 15 日（木）

2. 改定内容

第 13 条（期限前の全額返済義務）

変更前	変更後
第 13 条（期限前の全額返済義務） 第 1 項.（中略） 第 2 項. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。 ② 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。 ③ 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。 ④ 暴力団員等もしくは第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。 ⑤ 借主が第 10 条第 1 項または第 2 項を履行できない場合。 ⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。	第 13 条（期限前の全額返済義務） 第 1 項.（中略） 第 2 項. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。 ② 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。 ③ 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。 ④ 暴力団員等もしくは第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。 ⑤ 借主が第 10 条第 1 項または第 2 項を履行できない場合。 ⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。 ⑦ <u>借主が銀行の承諾なくして年金振込指定口座を別の口座に変更したとき。</u>

※ 改定後の本規定全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

＜ホームページ規定一覧＞ https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以 上